

内閣総理大臣
菅 義偉 殿

国民民主党

緊急に実施すべきコロナ対策について

1. 特措法の早期改正等

○国会を前倒して開会し、可及的速やかに特措法を改正（2月上旬よりも早く）

（回答なし）

○緊急事態宣言下における国の責任による休業全額補償と事業者に対する罰則をセットで改正

➡都道府県知事が行う要請について、実効性の確保を図ることは必要と考えているが、その検討に当たっては、事業者や個人の権利に十分配慮する。

御指摘を踏まえ、事業者に対する支援を規定することについて検討。(p.4)

○基本的対処方針に基づく施策については、原則、国による支弁とする。施行令11条に基づく対応については交付の基準額を示し、その際、売り上げの規模や従業員数、店舗数に応じたものとし、実効性の担保につながる額とする

➡御指摘を踏まえ、事業者に対する支援を規定することについて検討。

休業要請等に応じた事業者への支給について、費用全額を国が負担することは、適切な要請対象を選定する観点から慎重な検討が必要。

給付金を事業規模等に応じたものとするについては、要請の実効性確保の観点からすれば、迅速な給付を行うため簡易な仕組みが望ましい。一方、休業要請等の対象以外の事業者も含め、雇用調整助成金の特例のような、事業規模等に応じた支援を行ってきている。(p.3)

○基本的対処方針策定に都道府県も参画できるようにする

➡現行法（第24条第4項）において、知事は基本的対処方針の策定又は変更について意見を述べることは可能である。都道府県からいただいた意見・要望はしっかりと踏まえながら対応する。(p.2)

○緊急事態宣言下でできること（45条1項以下）と非宣言化でできること（24条9項等）を区別し、より私権制約的な対応は宣言下で行うことを原則とする

（回答なし）

○45条2項の施設管理者については、実効性を担保するとともに、規制を遵守した者が不利益を被ることのないよう、現行の要請、指示・公表に加えて、立入検査・公表、命令・罰則の規定を新設（※国民民主党として独自に法案を提出済み）

➡御指摘を踏まえ、事業者に対する支援を規定することについて検討。休業要請等に応じた事業者への給付

○療養施設（ホテル）を法律に明確に位置付け、必要施設数及び配置人員の確保や、入所勧告、無断外出防止を担保

○感染者の自宅療養、宿泊療養を義務付けることのできる規定を設ける（「勧告」では弱い）

➡御指摘を踏まえ、感染症法において、宿泊療養及び自宅療養に法的根拠をもたせることについて検討。併せて、その実効性の確保のための措置について、患者本人の権利

の制限と社会全体の利益のバランスに留意しつつ、検討。(p.5)

○病床が不足する場合、国が必要な経費や経営補償について支弁することで、都道府県知事が民間の医療機関に病床の提供を実効的に要請・指示できることとする

➡現行法第31条において、知事は、医療関係者に対して医療の提供を要請・指示することが可能であり、施行令第5条において、要請を受けた医療機関の管理者は、医療機関の医療関係者、事務職員等を活用して実施の体制の構築を図る、とされている。御指摘を踏まえながらこの規定の適切な運用をしていく。

現行法第62条で、要請に従って医療を行った医療関係者に対して、必要な費用を支払うこととされている。(p.4)

○指定感染症2類相当の10月運用見直しの更なる改善（入院基準の政令による明確化など）

➡感染症法における新型コロナウイルス感染症の位置付けの検討に当たって、医療資源を重症化リスクのある者に重点化するという柔軟な対応を可能とする方策について、検討。

○感染者に対する差別対策

➡御指摘を踏まえ、差別対策に係る規定を設けることを検討(p.2)

2. 情報の開示と共有等

○国民の協力を得て対策の実効性を担保するためにも十分な情報開示が必要であり、具体的な対処方針を速やかに周知し、経済・社会の混乱を回避する

○目前に大学入学共通テストが迫っている受験生に対する情報提供は特に配慮

○発症した受験生には追試験の機会を十分に設ける

○教育・保育施設等については、春の緊急事態宣言の状況も検証し、慎重に対応

○経済団体等にテレワークの推進を強く要請するとともに、対応状況について報告義務を課し、その内容を報告

○変異種などの遺伝子情報を含む医学的・疫学的説明、感染者の国籍情報の開示等

(上記いずれも回答なし)

○都道府県と保健所政令都市の感染者情報共有の一層の円滑化を進める

➡御指摘を踏まえ、医師の届出等が保健所設置市から都道府県にも共有されるよう担保することについて検討。

○民間検査機関による陽性者情報の届出を義務化し、感染者情報を一元的に集約

➡民間検査機関と医療機関との連携を推進することにより、要請者に適切に対応。

3. 水際対策の強化

○変異種が増加している中、ビジネストラックを含む全ての国からの入国の全面停止

(回答なし)

○入国時検査と14日間隔離の義務化（「要請」では不十分）

○入国後の移動制限の義務化（公共交通機関の不利用「要請」では限界）

○接触確認アプリ（COCOA等）の義務化とファーウェイ社製スマホへの対応

○上記義務化のための検疫法等の速やかな改正

➡入国時検査については、現行法においても、検疫所長又は検疫官が行う診察（検査を含む）を拒んだ者等への罰則がある。

14日間隔離、移動制限、接触確認アプリの利用に法的根拠をもたせることについて、検討。

○出入国管理法改正（5条1項14号に基づく現行法援用では限界）

(回答なし)

4. 医療従事者等への支援

- 医療従事者の特殊勤務手当や慰労金の引き上げ・対象拡大
→令和2年度補正予算、予備費等により、新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者等への慰労金、重症患者等の病床確保のための支援等を実施。
- 医療従事者のボーナス等の減少への補填等が可能となるよう、緊急包括支援交付金の運用を柔軟化
(回答なし)
- 保健所の人員の拡充をはじめとした保健医療行政の強化
(回答なし)
- 医療従事者のみならず、介護従事者、保育士などエッセンシャルワーカーへの支援強化及び定期的な検査の実施
→社会経済活動の中で希望により受ける検査の環境整備として、利用者による検査機関の選択に資する情報提供の強化等を進めている。
また、検査機器の整備に要する費用は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金により全額国庫で補助している。
- 休業した保護者に対する支援制度の周知徹底と事業者による申請推進
(回答なし)

5. 家計支援

- 10万円の追加給付（現金給付と所得税還付の組み合わせ）
低所得者は10万円上乘せして20万円とする
参考）米国は1人600ドルの追加現金給付を12月21日に議決（下院では1月24日に1人2000ドルへの増額も可決したが、上院では否決）
(回答なし)

6. 事業者支援

- 雇用調整助成金の特例の期限（2月末）の更なる延長
- 持続化給付金及び家賃支援給付金の申請期限（1月15日）の延長
- 持続化給付金の上限（200万円、100万円）を撤廃し、売り上げの規模や従業員数、店舗数を勘案した給付額とすることや、複数回給付を可能とする
- 日本版PPP（Paycheck Protection Program）の創設
中小企業に人件費を含む経費を融資し（上限1社10億円）、一定期間雇用を維持する場合は返済免除。「緊急小口資金」の中小企業版
- 昨年4月28日に野党が共同提出した、政府系金融機関がテナント料の立替払いを行う「家賃支払猶予法案」の早期成立による新たな家賃支援制度の創設
- 返済不要の資本性資金である（永久）劣後ローンによる事業主支援の強化
(上記回答なし)

7. その他

- 広く国民にワクチン接種が行き渡るよう、治験も含めた諸手続きの迅速化
- SNSによる自殺相談窓口の拡充など「孤独対策」の充実
(回答なし)
- さらに入院を要するものが増える事態に備え、緊急的な病院代替施設の設定準備を可及

的速やかに開始

→御指摘を踏まえ、緊急事態宣言時以外にも臨時の医療施設を解説できるようにすることを検討。

○日本版CDCを創設し、司令塔機能を強化
(回答なし)

以上